別記様式第２号（第６条関係）

警備業者

認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第　　号
有効期間	年　月　日から 年　月　日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要領　所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備　考　１　文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

２　標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別紙２（申請者が法人の場合のみ記載）

※資料区分	

代表者	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、２以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

３　営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「１号」とは法第２条第１項第１号の警備業務の区分を、「２号」とは同項第２号の警備業務の区分を、「３号」とは同項第３号の警備業務の区分を、「４号」とは同項第４号の警備業務の区分をいう。

４　「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１条を参照すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第２号（第５条関係）

第　　号

認定証

住所

氏名又は名称

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えていることを認定する。

有効期間

年　月　日から

年　月　日まで

公安委員会　印

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　中央部に日章の地模様を入れる。

別紙２（申請者が法人の場合のみ記載）

※資料区分	

代表者	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	
役員	役職	１．取締役又は執行役　２．監査役　３．業務を執行する社員　４．理事　５．監事　９．その他
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 氏名	
	住所	
	電話　（　）　－　番	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 1 2 3 4 5
	※	

記載要領

１　※印欄には、記載しないこと。

２　不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、２以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）。

３　営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「１号」とは法第２条第１項第１号の警備業務の区分を、「２号」とは同項第２号の警備業務の区分を、「３号」とは同項第３号の警備業務の区分を、「４号」とは同項第４号の警備業務の区分をいう。

４　「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号）第１条を参照すること。

５　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。